

ネットワーク上における個人データ流出と被害拡散防止制度の設計に関する研究

橋 本 誠 志 徳島文理大学総合政策学部専任講師

1 はじめに

ネットワーク上に個人データが流出した場合、司法手続による被害の救済は、国家による強制力が担保される反面、手続終結に長時間を要する。故に、デジタル情報の即時流通性との関係でタイムラグが起り、流出データの2次流出により訴訟手続中の被害拡大が懸念される。今後、司法手続は当該被害の救済について、その機能を十分果たしえなくなることが考えられる。この問題への対応として、筆者は流出データの2次流出による被害拡大防止の観点から自動実行型代替的紛争処理（“Alternative Dispute Resolution”，以下ADR）機能を有する電子的自力救済型個人データ保護制度の設計を試みてきた¹。本稿では、特に制度運営費用の参加者の負担方法を検討する。

2 電子的自力救済型個人データ保護制度とその概要

本章ではまず、検討の前提とし電子的自力救済型個人データ保護制度について概説する。

2-1 制度設計の必要性

近時の個人データ流出には、(1)流出データ量の多量化、(2)流出データ内容の詳細化、(3)流出データに対する外部アクセスの増加、(4)ネットワーク経由の外部攻撃による流出の増加傾向が見受けられる。また、労働者の公私の境界が曖昧になり、ファイル交換ソフト導入PCに保存された業務データがPCのウィルス感染により、ネット上に流出する事例は官民間問わず、頻発している。ネットワーク上への個人データ流出はいつ自分の身に振りかかってもおかしくない問題となっている。ネットワーク上に個人データが流出した場合の被害者の民事法的救済は、民法等既存の法体系下でなされる。ところが、現在の司法手続は、本質的性格上、スピードの面で上記トラブルの救済には対応できず、最初の侵害に対する勝訴判決が事実上、意義を有さなくなる。その他の個人情報保護関連制度は、各制度の強制力と各制度が機能する時間帯の両面で総合的連携が薄く、デジタル情報の即時性に対して司法制度が抱える本質的限界を補完できない。今日、データ主体には自ら積極的に行動を起こし、眼前のトラブルを主体的に解決する自立的データ主体像が求められているが、現状ではこの理想も画餅に帰す。制度間のタイムラグを縮減する新たな救済システムが必要である。

2-2 電子的自力救済型個人データ保護制度案の概要

新たな救済制度には(1)ネットワーク上での自動実行可能性、(2)個人データの譲渡可能性、(3)現行制度との整合性への留意が必要である。以上を満たす手法として筆者はライセンス制度を転用した電子的自力救済型手法に着目した。プライバシー問題自体はライセンス制度の外部問題²である。しかし、現行司法制度のデジタル情報に対する本質的限界を補完し、個人データ流出時の被害拡散問題への初動対応を迅速に行うにはライセンス型制度が最も現実的である。また、著作権保護で問題となっている情報の複製可能性、非劣化性、即時流通性等の性質は、個人データにも共通する。他にもライセンス型制度では、契約制度の限界である契約関係外の第三者への実効性やデータ主体間の経済格差縮小に対応できる点、そして個人データの譲渡制限を最小限に抑える事ができる点が有利である。

著作権保護分野では、管理団体制度が存在するが、過度の集中処理は権利の一人歩きを招く³。個人データに関しても集中処理の独占による人格権への影響を防止するため、(1)データ主体の交渉力確保、(2)アウトサイダー事業者への対応策、(3)ライセンス処理手続の自律性を考慮すべきである。

無数のサイトが存在するサイバー空間ではデータ主体本人の情報管理レベルの維持が問題である。また、正当なアクセス権を持つ事業者のデータ処理に電子的自力救済が誤って適用されると、正当なアクセス権を持つ者の権利が害さ

¹ 橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害者救済」『情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会 社会情報学フェア 2005 特別シンポジウム論文集』(2005.9.12)pp.27-34 等

² 北川善太郎『コピーマート』(有斐閣・2003),p.122

³ 北川,前掲(注2)著, p.44

れる。そこで、実際に電子的自力救済を運用するためには、(1)データ主体—事業者間の契約交渉をサポートする代理機能、(2)収集済個人データの現状管理機能、(3)電子的自力救済の実行状況のチェック機能を持つ第三者機関を設置し、データ主体、事業者両方の権利が害されないように監視し、万一当事者の権利が害された場合に、速やかな救済を図る必要がある。

(1)の交渉代理機能では、迅速な権利処理と事業者の情報管理コスト面からは条件が定型化されている方が簡便である。また、(2)収集済個人データの現状管理とデータ主体への報告、(3)電子的自力救済の実行状況に関するチェック機能を総合すれば、個人データの流通と電子的自力救済の実行状況を同時管理する自動実行型 ADR 機能を組み込んだ個人データ流通管理機構を設計するプランが浮上する。

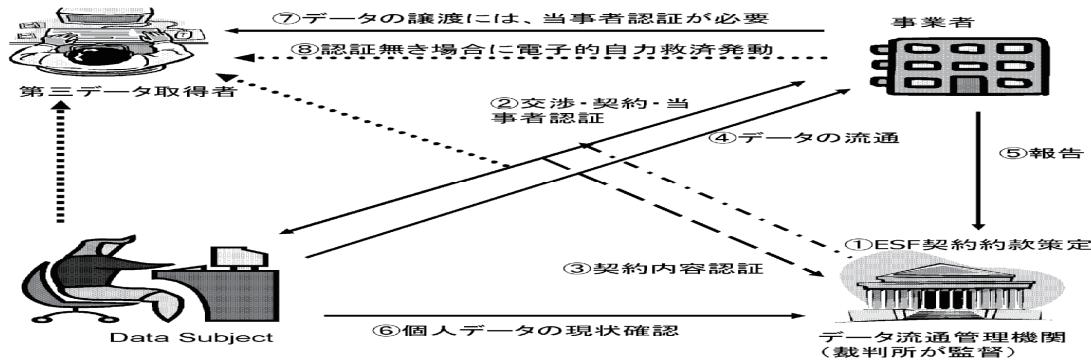


図1・データ流通管理機関を核にした電子的自力救済型個人データ保護制度

【制度設計】

- ① 裁判所の監督下に公的個人データ流通管理機関（以下、「機関」）を設置する。機関の委員会は事業者のプライバシー・ポリシーの動向を監視し、電子的自力救済の利用に関する統一契約フォームを策定する。
- ② 上記①の統一契約フォームにデータ主体、データ収集者が同意し、機関による契約内容の認証とデータ主体の認証がある場合に限り、データ収集者は当該個人データを記録できる。データ収集者はインターネット上でのサービス提供に当たって電子的自力救済に関する契約条件をデータ主体に放棄させることはできない。
- ③ 個人データを保持するデータ管理者は、機関に対して、個人データを保持について開示しなければならない。機関によるプライバシー侵害を防止するため、(1)実データ自体は登録せず、個人データ管理者名とデータ主体のID番号のみを登録する、あるいは、(2)個人データの仮名登録と流通記録との分別保存を義務付ける。
- ④ 個人データの第三者への流通は、上記②、③の要件を満たした上で、更に当該データ流通の概要と譲受者に関して譲渡事業者の最高経営責任者が認証した裏書を必要とし、これらを欠くデータに無権限の第三者がアクセスした場合、データは破壊される。（電子的自力救済の発動）
- ⑤ 電子的自力救済が実行された場合、自動的に機関へ通知される。（図1）
- ⑥ 機関は、相談窓口を設置し、データ主体からの相談や不正な電子的自力救済が行われた旨当事者が不服申立てを行った場合、データ管理者が開示した個人データの流通記録を参考に、調査部門が調査及び回答を行う。
- ⑦ データ主体は、機関に対して自己の個人データの所在を何時でも検索・照会を行うことができる。
- ⑧ 電子的自力救済が誤って実行された場合等にデータ主体や事業者が生じた被害の救済を迅速かつ効率的に行う事を目的とする補償金制度を創設する。⑥における調査の結果、電子的自力救済の誤発動による損害の発生が認められた場合は、機関は当事者に対して補償金を支払う。
- ⑨ 機関は、⑥～⑧の手續に関し、その実施状況を定期的に裁判所に報告する。裁判所は報告に対して意見を述べることができる。また、機関の行った措置に不服のある場合は、司法救済を受けることができる。
- ⑩ ⑧の原資を含めた電子的自力救済制度の財源は事業者、データ主体から事前徴収する。（図2）

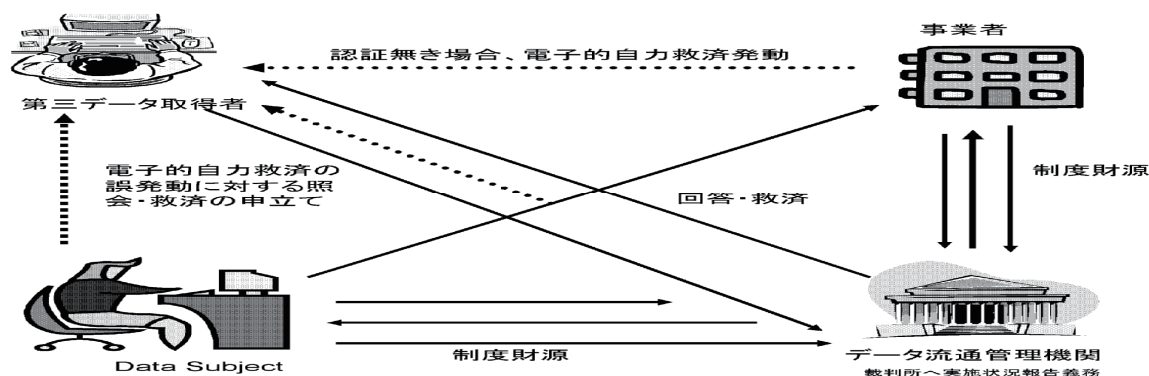


図2・電子的自力救済誤発動時のADR型救済制度

上記制度の実施主体像については、司法機関との緊密な連携を重視する考え方、民間部門を重視する考え方、最後に両者の中間的性格の組織を設計する考え方がある。

司法機関との連携を重視する場合、実施機関を現在の裁判所の完全な下部組織とするプランがまず考えられる。しかし、裁判所の完全な下部組織としてしまうと人材確保の面で難がある。そのため、上述の【制度設計】①のように法律に根拠を持つ機関を新たに設計するケースが次に考えられる。本稿提案を司法支援制度の一種と考えれば、総合法律支援法に根拠を持つ日本司法支援センター（法テラス）⁴が独立行政法人として設置されている例がある⁵。法テラスの業務として本稿提案の電子的自力救済制度の実施は想定されていないが組織設置形態や実施主体の人材確保策を策定する上で参考となろう⁶。

次に民間部門に比重を置く場合、ECOM ADR が2004年11月からの1年間に2328件の相談を受付ける等実績を挙げた例がある⁷。技術面をも含めた正確な判定を行える人材の確保については、前者よりも有利であると思われる。中立性の観点から事業者との距離のバランスの取り方が課題である。いずれにしても法学、技術双方の知識を持つ人材をバランス良く確保し、特定の産業、組織や人物の利益のみを保護することなく、公正な判断による手続的正義が確保されなければならない⁸。

3.電子的自力救済型個人データ保護制度の費用負担方法のあり方

3-1 総論

上記提案の実現には2-2【制度設計】⑩のように補償金の原資と機関の運営費用を制度参加者から徴収する必要がある。電子的自力救済は自律的なコンピュータ・プログラムによって自動的に実行される。本制度の参加者像として情報処理技術に決して明るくないデータ主体の参加を想定している。そこでプログラムの誤作動等により誤った内容の電子的自力救済が実行された場合、いつ、どのような内容の誤作動が発生し、どれだけの被害が発生するのか、データ主体に対して予測可能性を期待することは酷である。また、プログラムの誤作動原因の分析・特定だけでも、大量の個人データが分散利用されている現在では時間がかかる。また不正な電子的自力救済の誤発動に関する救済事件のすべてが従来の司法手続で扱われると裁判資源の浪費を招く。また、図2で検討したモデルケースでは、データ主体—事業者間での個人データの第一流通がインターネット上で行われている。しかし、現実には例えば、銀行口座を申込用紙の郵送により開設するメールオーダーの例のようにデータ主体から提供された紙ベースの個人データを事業者側でデジタル化変換する方法も日常的に行われている。

このように紙ベースで提供された個人データを事業者側の処理でデジタル変換する場合、後日のデータ主体による認証作業が必要となる。データ主体の事後認証を得るまでのタイムラグと本研究での提案制度の関係について、技術的解決を指向する方向性としては、アナログ形式の文字をデジタル化変換できる文字認識が検討できる。文字認識は、個人データの第1取得者の第1取得の際にデータ主体の眼前で取得データのデジタル化を行わせしめることで、即時にデー

⁴ <http://www.houterasu.or.jp/>（2007.6.16 確認）

⁵ 独立行政法人がADRを提供している例としては国民生活センターの消費者相談等の例がある。

⁶ 司法制度との連携を重視する観点からは他に日弁連の関連組織とするプランもあろう。

⁷ http://www.ecom.jp/adr/ja/html/p_05.htm（2007.6.16 確認）

⁸ 夏井高人「手続的正義—情報社会における社会構造の変化と正義の維持—」『法とコンピュータ』No.23(2005)pp.49-51

タ主体の認証取得が可能となる可能性がある。特にデジタルペン⁹技術はデータ主体の筆跡をそのままデジタルデータ化できる点で技術的には本制度の実現の上では大いに寄与する可能性を秘めている。しかし、現状ではようやくシニア層を対象として、デジタイザを搭載した PC を市販するメーカーが登場しはじめた¹⁰状況であり、一般家庭にデジタルペンが広範に普及するには時期尚早の感もあり、当該技術の実際の適用場面が限定されることから、デジタルペンの存在を前提とした社会制度の設計は困難な状況にある。

一方、文字認識技術として汎用化されている技術に OCR が存在する。OCR は法人分野で導入が広くなされている。しかし、OCR も一般家庭への普及は想定しにくい。以上から、技術的手段による本問題の直接的解決は現状では困難である。以上から、第一次的な救済プログラムとしては補償金制度に拠った方が、より効率的な権利者保護をはかることが可能である。以上から、第一次的な救済としては補償金制度に拠った方が、より効率的な権利者保護を図ることが可能である。

一般的にオンライン上の ADR では、参加者は ADR サービスの利用した場合の結果を予想して、参加を決定する¹¹。本稿提案制度も任意に制度に参加する者からのみ費用を徴収することも可能である。しかし、本稿構想における電子的自力救済型個人データ保護 ADR では、電子的自力救済プログラムの誤作動が制度参加者の予見可能性の範囲外で発生する点につき、制度参加者の予見可能性の限界を補うために機関に第一次的な救済手続を委任する。

これまで述べてきたように、ネットワーク上への個人データ流出では、もはや国民全員が被害者・加害者の双方の立場に立つ可能性がある。この状況に対応するには、インターネット利用の有無を問わず、広く本制度を適用して、現行司法制度がデジタル情報に対して持つ本質的限界をカバーし、救済の実効性を高める必要がある。故に、単に ADR を利用する度に費用を支払うという都度方式よりも事前に一定の費用を幅広く制度参加者に負担してもらう方法が適当である。具体的なプランとして税方式、保険金方式や著作権分野で導入されている私的録音（録画）補償金¹²を範とした補償金方式が、また制度参加者以外から出資を得る形式として補助金や寄付等がある。

3-2 税形式による財源の徴収

3-2-1 税形式の特徴

上記の各方式のうち、まず税方式について見る。税方式の最大の利点は強制力である。税方式では、課税庁に、(1)実体税法上の調査権として納税義務確定のための資料収集を目的とした調査権（所得税法、法人税法等）、(2)租税徴収を目的とした滞納処分のための調査権（国税徴収法）、(3)犯則事件のための調査権（国税犯則取締法）の調査権が与えられている¹³。また、国税通則法上の附帯税制度や通告処分制度、さらに税務訴追手続といった強制力担保制度が存在する。また、税方式では再分配機能が働くため、個人情報保護法の重層的な規制や自主規制で捕捉できないアウトサイダーが得た個人データ流出関連の利益を個人データ保護問題に真摯に取り組む事業者やデータ主体に再分配できる。一方で、税の強制力は納税者の負担感を呼び起こし、納税者を租税回避行動へと導くことがある¹⁴。また、個人データを取得・処理する事業者を納税義務者とした場合、データ主体への転嫁が発生するケースも考えられる¹⁵。税方式を採用する場合には公平性、中立性、簡素といった租税の 3 原則について、相互に関連し、これらの相矛盾する要請の優先順位とバランスを考える必要がある¹⁶。以下、想定される課税パターンと租税原則との関係について概観する。

3-2-2 課税ベースと課税方式の検討

課税パターンとしては、(1)事業者が実際に取得、処理する「個人データ量」をベースとする考え方、(2)データを処理するコンピュータ機器の全体、あるいは特定パーツをベースとする考え方、(3)インターネット接続契約、つまりユーザーアカウントに対して課税する考え方、(4)人頭税とするパターン等が考えられる。

(1)は、事業者側により少ない個人データ量で事業者に業務を遂行させる効果がある。徴収方法としては、事業者から個人データの収集量、つまり収集した個人データのデータ主体の延べ人数と収集項目に比例した金額を徴収するプランが考えられる。収集項目については、住所、氏名、電話番号のような基本情報に加えて、ネットワーク上に流出した場

⁹ デジタルペンについては、中塚智子、坂東宏和、大即洋子、加藤直樹「マウスと電子ペンを併用できる環境」情処研報 No.2002-HI-100(2002),pp.57-64、丸山泰史、五十嵐健夫「Flying Form: 電子ペンを利用した紙フォーム記入の先読みシステム」情処研報 No.2006-HI-118(2006),pp.15-22、山之口洋「紙のキーボード～デジタルペンによる新しい日本語入力方式」情処研報 No.2006-HI-119(2006),pp.95-102 等を参照

¹⁰ 朝日新聞（大阪本社版）2007 年 7 月 4 日付（朝刊）p.13

¹¹ Ethan Katsh and Janet Rifkin, "Online Dispute Resolution: Resolving Conflicts in Cyberspace", JOSSEY-BASS,2001, pp.23-24

¹² 私的録画補償金管理協会 <http://www.sarvh.or.jp/>、私的録音補償金管理協会 <http://www.sarah.or.jp/> (2007.6.10 確認)

¹³ 北野弘久『税法学原論』p.362

¹⁴ 牛嶋 正『租税原理』p.4

¹⁵ 北野,前掲(注 13) 著,p.35

¹⁶ 牛嶋,前掲(注 14) 著 p.7

合、特にプライバシー侵害に発展しやすい（データ主体が不快と感じやすい）項目をランク付けし、例えば年収のような情報を収集する場合に加算税率を適用するプランも考えられる。収集サンプル数に加え、収集項目も加味した課税では、各収集項目に対する加算率を常時見直すことで、その時点での個人データ流出から派生するプライバシー侵害リスクを適正に評価できる。(1)の方式はデジタル信号のビット数を計測して、課税ベースとする取引税として構想されたビット税¹⁷に類似した課税方法となる。

(2)については、コンピュータ機器、あるいは個人データの記録メディアであるストレージデバイスを保有している法人、個人が対象となり、当該機器の購入時に一定の税額を収める。

次に各課税パターンにおける年間の徴収見込額を推計した。まず、コンピュータ機器全体を課税ベースとし、1台単位に課税する考え方と個人データの記録メディアであるストレージデバイス（コンピュータに内蔵、又は外付けを含む）に着目し、記憶容量に比例して、HDD 1GBを単位として定額を徴収するケースで検討した。前者のアプローチによる年間徴収見込額として、近時のPC機器の市場への出荷台数をベースに推計すれば、仮に業務用ワークステーションを無視し、PCのみを課税対象とした場合、PC1台につき500円を課せば、約60～80億円¹⁸が見込まれる¹⁹。

後者のアプローチによる場合、2005年の国内のディスクストレージシステムの出荷容量から推計すれば、仮に1GB当たり50円を課せば、約76億円²⁰前後が見込まれる。(3)(4)のように人に着目して課税を行う場合、国民全体に定額の税を課す方式、プロバイダとのインターネット接続サービス提供契約の結果、ユーザーにプロバイダから交付されるアカウントに対して、1アカウントにつき年額100円等の低額の課税を行う方法、あるいは、一般財源を利用する考え方がある。『平成18年度版 情報通信白書』によれば、2005年末時点における国内のインターネット利用人口は8,529万人であり、その人口普及率は68.9%である。仮にユーザー1人が1契約のみをプロバイダと結んでいると仮定して、1契約当たり年額100円を課せば、約85億円が見込まれる。

3-2-3 課税原則との関係

個人データ流通管理機関を媒介とした電子的自力救済型個人データ保護制度の運営財源を仮に税方式で徴収することとした場合、中立性、公平性、簡素性のいわゆる課税原則との関連が問題となる²¹。電子商取引環境における課税の一般原則については、OECDが1998年に発表した「電子商取引：課税の基本的枠組」のボックス2に下記の通りまとめられている²²。

ボックス2：電子商取引に適用すべき一般原則

(i) 課税は、電子商取引の諸形態間及び電子商取引と伝統的取引の間で、中立かつ公平であるべきである。ビジネスの決定は、課税に関する考慮ではなく経済的な考慮に動機づけられるべきである。類似の状況下で類似の取引を行う納税者は、類似の課税を受けるべきである。**(中立性)**

(ii) 納税者のコンプライアンスコスト及び税当局の行政運営コストは、でき得る限り最小化すべきである。**(効率性)**

(iii) 課税ルールは、明確かつ簡単に理解できるものであるべきである。そうすれば、納税者は、いつ、どこで、どのように課税されるかを含め課税の結果を取引に先立ち予測することができる。**(確実性・簡素性)**

(iv) 課税は、正しい時期に正しい税額を生み出すべきである。脱税及び租税回避の可能性は、その対抗策とそのリスクとの釣り合いを保ちつつ、最小化されるべきである。**(実効性・公平性)**

(v) 課税制度は、技術及び商業の進展についていくために十分に柔軟であり、ダイナミックである必要がある。**(柔軟性)**

中立性原則は上記OECDレポートのパラグラフ5において、「電子商取引に関する新しい執行上または法制上の措置や既存の措置の変更を、それらの措置が既存の課税原則の適用の助けとなることを意図し、電子商取引に対して差別的な

¹⁷ 渡辺智之『インターネットと課税システム』(2001)p.22

¹⁸ 詳細は橋本誠志「自動実行型ADRサービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察—電子的自力救済型個人データ保護制度を中心に—」『同志社政策科学研究』8巻2号(2006),pp.52-53

¹⁹ 私的録画補償金制度では補償金制度の対象となるデジタル方式の録画機器を特定録画機器、記録媒体を著作権法施行令により特定記録媒体とし、特定録画機器については、カタログ掲載価格の65%を基準としてその1%相当額(上限額1000円)、特定記録媒体についてはカタログ掲載価格の50%を基準としてその1%を補償金額(消費税別)とする。<http://www.sarvh.or.jp/images/312050101-01.pdf> (2007.6.13 確認)。また、私的録音補償金についても算出方式は同様である。<http://www.sarah.or.jp/> (2007.6.16 確認)

²⁰ 橋本,前掲(注18)論文,pp.52-53

²¹ 個人データが流通する電子商取引環境における課税原則には上記の他に効率性、確実性、実効性も加味される。

²² 本ボックスの邦語訳として、電子商取引：課税の基本的枠組 租税委員会報告書(仮訳)を参照 <http://www.mof.go.jp/jouhou/sokei/kenkyu/ron007a.htm> (2007.6.16 確認)

税の取扱いを課すことを意図しない限りにおいては、妨げるものではない」²³とされる。電子商取引環境においてまったく新しい措置の導入を排除するものではない趣旨である²⁴。中立性は、当初の目的が電子商取引の発展を目指したものであっても、中立性に影響を及ぼす内容の優遇措置の導入により、当初の目的の達成が困難になる場合がある。特定の経済活動に課税上の優遇を行うことは、優遇枠外の経済活動の阻害を生み出し、電子商取引のような変化が早く、新たなビジネスモデルが日々生み出される環境では優遇枠外の経済活動の活力が失われることになりかねない²⁵。また、優遇措置の導入はビジネスの方法を歪め、事業者をレント・シーキング活動に走らせかねない²⁶。

公平性については、デジタルデバイド問題との関係が指摘されるが、電子商取引課税においては、デジタルデバイドは無関係の問題である。電子商取引課税においては、効率性が重視されるべきで、そのために公平性より中立性が重視されるべきであり、所得分配を目的として電子商取引課税を検討するのは不適切であるとされる²⁷。

簡索性は、デジタル環境での予見可能性を確保する上で、重要な要素となるとされる。予見可能性がないと課税上の取扱について、不確実性が顕著となり、電子商取引全体の発展に歪みと非効率性をもたらすからである²⁸。

以上を前提として、電子的自力救済型個人データ保護制度の財源として、税形式を採用する場合に上記(1)～(4)の制度設計案について、課税原則との関係について概観する。まず、(1)のビット税型の収集データ量比例形式では、事業者側の税額の計算と課税庁による検証業務が複雑になる点で簡索性の問題が生じる。また、収集した個人データの項目によって、ある項目と別の項目で税率に差を設けることの中立性原則からみた是非、そして人によって価値観が異なる項目を税額計算の基準とする点についてコンセンサス形成が問題となる。個人のメールの送受信について、憲法上の精神的自由権への配慮も必要である。

(2)のストレージデバイス税のメリットは簡索性である。(1)の方式ではデータ項目のプライバシー侵害リスクを税率の面で加味することで多様な個人データ保護意識に対応することができる反面、上記リスクを税率差として反映させた場合、効率性と中立性が問題となる。本方式ではPC本体に課税するかストレージデバイスの容量に比例した課税を行うかにかかわらず、各機器の導入の際に1度だけ課税が行われる点と税額の算定が容易に行えるという簡索性の面でメリットが大きい。また、容量の大きなデバイスを得れば、より多くの個人データを取得したいという欲求を反映した透明性の高い制度を設計することができる。しかし、本方式ではプライバシー侵害リスクを的確に税率に反映させる柔軟性の面で逆に課題が残る。

(3)のアカウント税方式は(2)の方式よりもインターネットの利用者をよりの確に捕捉した課税が可能である。本方式は課税ベースの面から効率性と簡索性の面でも有利である。ただし、(3)の方式では、ISPとインターネット接続サービス提供契約を締結していないユーザー（学校や職場からのみインターネットを利用する参加者）や、インターネットとの接点が全く無い参加者の救済が問題となる²⁹。(4)のように純粋な人頭税とする案は(3)の問題を克服できるが、インターネットを全く利用しない層には、自らが個人データ流出の被害者・加害者となりうる状況に対する認識が不足している現状ではコンセンサス形成の面で課題が残る。

3-3 税方式における制度設計案の総合評価

以上、電子的自力救済型個人データ保護制度を運営する財源として、税方式を採用する場合の考えうる制度設計パターンと課題を課税原則との関係から概観した。筆者のこれまでの研究³⁰では(1)案と(3)案を組み合わせた形態を想定していた。我々ユーザーは、個人としての存在が尊重されなければならないと同時に一步間違えば、プライバシー侵害の加害者ともなりうる現状にある。事実、事業者のサーバーから流出したデータに数千件のアクセスがなされるケースは少なからず発生している。このような状況で、個人あるいは特定の一企業にプライバシー侵害に対する苦情処理や電子的自力救済の誤作動に対するリスクを負担³¹させることも問題である。データ主体間の相互互助により、ネットワークの安全を維持してゆく必要がある。

上記の各制度設計案の総合評価については、租税原則との関連、特に簡索性と効率性を重視すれば、筆者が当初想定した(1)案のビット税形式に類似した方法よりは(2)案のストレージデバイス税のようなハードに対する課税が有利とな

²³ 本パラグラフの邦訳については、注 22 参照

²⁴ 渡辺、前掲（注 17）著、p.33

²⁵ 渡辺、前掲（注 17）著、p.35

²⁶ 渡辺、前掲（注 17）著、p.36

²⁷ 渡辺、前掲（注 17）著、pp.38-39

²⁸ 渡辺、前掲（注 17）著、p.40

²⁹ ユニバーサル・アクセス税の議論においても同様の ISP 料金から定率でユニバーサル・アクセス税を徴収し、地方へ補填するプランを現実解として捕らえる見解が存在する。太田昌孝「ユニバーサル・アクセス税」『情報処理学会誌』Vol.41, No.11(2000), pp.1278-1279

³⁰ 橋本、前掲（注 1）論文、p.33

³¹ 苦情処理における個人情報取扱事業者の負担について、新美育文「個人情報保護法成立の意義と課題」『法律のひろば』Vol.59, No.9(2003), pp.22-24

ろう。(2)案の方式では税方式以外にも前述の私的録音録画補償金制度が既にデジタル方式の録画・録音機器を用いて私的使用を目的として映像を録画し、あるいは音声を録音する者から当該デジタル方式の録画・録音機器の価格に補償金を含めて徴収する一括納付方式の補償金制度として定着し、既存制度との整合性の面でも有利である。

【制度設計】①のように個人データ流通管理機関の公共性を強めれば、税方式による原資調達が必要となる。一方、旧 ECOM ADR のような民間型 ADR では、(1)案のビット税形式の財源確保策よりは、(2)案を機器価格転嫁型の一括收受形式の補償金方式として設計することになる。保険金方式は上記 (1)～(4)案のどれにも対応しやすい点がメリットであるが、意識啓発の面からはインパクトがやや弱い面がある。

3-4 司法支援制度としての電子的自力救済型個人データ保護制度と補助金方式による財源確保

前節では、電子的自力救済型個人データ保護制度の財源制度としては、筆者が当初想定したビット税形式類似の財源確保策よりは、機器価格転嫁型の一括收受形式の補償金方式として設計するのが現実的であるとの方向性を得た。ただし、ここで検討しなければならないのは、(2)案を採用した場合の PC を保有していない個人のデータや(3)案を採用した場合のインターネット接続サービス提供契約を締結していない層の個人データも広くネットワーク上で処理されている点への対応である。これらの層の個人データを電子的自力救済により保護する場合、これらの層は費用を負担していないので、救済の対象とせず、電子的自力救済の誤発動によって、個人データファイルの実行者が被った損害の賠償責任を直接負わせる点の是非である。

機関の性格付けについて、公共性を強めれば、一般財源で対応可能である。問題は個人データ流通管理機関を民間型 ADR として位置づける場合である。電子的自力救済型個人データ保護制度の本来の制度趣旨は、個人データがネットワーク上に流出した場合の司法手続による救済のボトルネックとなるデジタル情報流通と現行司法制度間のタイムラグ縮小による救済の実効化である。そのため、電子的自力救済型個人データ保護制度による救済を広く受けさせるべきである。

仮に財源を私的録音録画補償金制度のように機器に付随した方式の補償金、あるいは保険金方式で制度設計する場合、任意登録制度により、補償金(保険金)を支払った者に救済を行うことはもちろんであるが、これでも全参加者を捕捉することはできない。そこで制度参加者以外からの出資は必要である。これには上述のように寄付と補助金がある。

補助金には、デジタルデバйд解消のための補助金投入に対して、効率性の観点から否定的な見解が存在する³²。本稿提案制度の目的はデジタルデータの即時性に対して現行司法制度が抱える限界の縮小による救済の実効化であり、司法支援制度の一種と考えられる。司法支援制度のうち、現行法律扶助制度では、財団法人法律扶助協会に対し、国から補助金が支出されていた。法律扶助事業は資力に乏しい人のために裁判に必要な費用を立替え、弁護士や司法書士を紹介する事業である³³。本制度の適用により、裁判援助(代理・書類作成援助)を受けるには、①自分では費用が出せないこと、②事件が勝訴の見込みがないとはいえないこと、③法律扶助の趣旨に適することの3要件を要する。

本事業に対し、国からの補助金が昭和 33 年度から交付されている。平成 5 年度から一部が裁判前の法律相談援助(法的助言)にも使えるようになり、平成 12 年 10 月からは、裁判所提出書類を司法書士又は弁護士に作成してもらう書類作成援助も開始されている。平成 17 年度は、扶助費補助金として 3,296,590,000 円が、書類作成援助補助金として 123,482,000 円、法律相談援助補助金が 512,878,000 円、そして調査費補助金として 41,991,000 円が国からの補助金として支出されている³⁴。

3-5 小括

本章では、電子的自力救済型個人データ保護制度とプログラムの誤動作時の第一次的な救済制度の財源として、税方式、補償金方式、保険金方式、補助金等について、そのメリットとデメリット、及び導入に際しての現状における課題について検討した。上記の議論は現行制度との整合性を重視し、公共財である現在の司法制度の国家による独占運営の永続を前提としている。しかし、仲裁法改正、ADR 促進法の制定は民間 ADR 機関による紛争解決の増加が期待されている証左でもある。司法の民営化³⁵が確立されれば、保険金制度の採用も視野に入る。現在では訴訟費用保険制度が日弁連と損害保険会社との協定により運営され、弁護士費用を含む訴訟費用が保険で填補される制度が存在する³⁶。本保険の対象が民間 ADR 機関の利用にも拡大され、国民皆保険制の公的保険とされ、司法アクセスのコストを国民が等しく負担するシステムが構築されれば、ネットワーク上への個人データ流出に限られない柔軟な制度運営が可能となろう。

³² 渡辺、前掲(注 17)著,p39

³³ (財)法律扶助協会の法律扶助事業は 2006 年 10 月 2 日より日本司法支援センター「法テラス」に移管された。

³⁴ (財)法律扶助協会平成 17 年度民事法律扶助事業勘定・事業の部収支予算書

http://www.jlaa.or.jp/outline/economy/h_17/pdf/h17_yosan.pdf (2007.6.16 確認)

³⁵ 司法の民営化については、長谷部由起子「法化社会における司法制度—司法の民営化は可能か」『ジュリスト』No.1317(2006),pp.139-146

³⁶ 訴訟費用保険は対象が第三者の加害行為により被保険者の身体または財産に損害が生じた場合にのみ適用されるため、現状では普及が進んでいないとされる。高中正彦「司法制度のコストと当事者の費用負担」『ジュリスト』No.1317(2006),pp.152-153

4.おわりに

本稿では、個人データがネットワーク上に流出した場合に司法手続による救済の実効化策である電子的自力救済型個人データ保護制度の費用負担のあり方について検討した。ネットワーク上で発生する権利侵害は、ネットワークの即時性のために法律家や技術者の努力だけで救済できるものではもはやなくなっている。そのような中で、司法制度に本来の機能を果たさせるために諸科学を統合して問題解決にあたる総合政策学の役割は大きい。それと同時に総合政策学自体もコンポーザーとして新たな価値を自ら創造してゆかなければならない時期にさしかかっている。

【参考文献】

- ・ 私的録画補償金管理協会：http://www.sarvh.or.jp/
- ・ 私的録音補償金管理協会：http://www.sarah.or.jp/
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）：http://www.houterasu.or.jp/
- ・ （財）法律扶助協会：http://www.jlaa.or.jp/
- ・ 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』（2005）
- ・ 司法制度改革と先端テクノロジー研究会『司法制度改革と先端テクノロジーの導入・活用に係る提言』（2004.2）
- ・ 総務省情報通信政策局『平成17年 通信利用動向調査報告書』（2006）
- ・ 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書』（2006）
- ・ 牛嶋 正『租税原理』（有斐閣・2004）
- ・ 太田昌孝「ユニバーサル・アクセス税」『情報処理学会誌』Vol. 41, No. 11(2000), pp. 1278-1279
- ・ 北野弘久『税法学原論[第5版]』（青林書院・2003）
- ・ 高中正彦「司法制度のコストと当事者の費用負担」『ジュリスト』No. 1317(2006), pp. 147-153
- ・ 中塚智子、坂東宏和、大即洋子、加藤直樹「マウスと電子ペンを併用できる環境」情処研報 No. 2002-HI-100(2002), pp. 57-64
- ・ 橋本誠志「ネットワーク上への個人データ流出と被害者救済」『情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤研究会 社会情報学フェア 2005 特別シンポジウム論文集』（2005.9.12）pp. 27-34
- ・ 橋本誠志「自動実行型 ADR サービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察—電子的自力救済型個人データ保護制度を中心に—」『同志社政策科学研究』8 巻 2 号, (同志社大学大学院総合政策科学会・2006), pp. 45-60
- ・ 橋本誠志「自動実行型 ADR サービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察—電子的自力救済型個人データ保護制度を中心に—」情処研報 2006-EIP-34(2006), pp. 91-98
- ・ 長谷部由起子「法化社会における司法制度—司法の民営化は可能か」『ジュリスト』No. 1317(2006), pp. 139-146
- ・ 丸山泰史、五十嵐健夫「Flying Form: 電子ペンを利用した紙フォーム記入の先読みシステム」情処研報 No. 2006-HI-118(2006), pp. 15-22
- ・ 山之口洋「紙のキーボード～デジタルペンによる新しい日本語入力方式」情処研報 No. 2006-HI-119(2006), pp. 95-102
- ・ 渡辺智之『インターネットと課税システム』（東洋経済新報社・2001）
- ・ Ethan Katsh and Janet Rifkin, “Online Dispute Resolution: Resolving Conflicts in Cyberspace”, San Francisco, JOSSEY-BASS, 2001

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
「自動実行型 ADR サービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察—電子的自力救済型個人データ保護制度を中心に—」	『同志社政策科学研究』8 巻 2 号	2006. 12
「自動実行型 ADR サービスにおける参加者の費用負担方法のあり方に関する一考察」	『情報処理学会研究報告』 Vol. 2006, No. 128	2006. 12
『電子的個人データ保護の方法』（著書）	信山社出版	2007. 9